

青梅市議会定例会の回数に関する条例

〔平成27年3月27日〕
〔条例第19号〕

青梅市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年条例第13号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による青梅市議会（以下「議会」という。）の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合（当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から起算して30日を経過する日が5月に属する場合を除く。）における当該年の定例会の回数は、当該一般選挙が行われた回数に1を加えた回数とする。

付 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

青梅市議会定例会の期月に関する件

〔平成27年3月27日
告示第24号〕

- 1 青梅市議会（以下「議会」という。）の定例会は、毎年5月にこれを招集する。ただし、議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合は、当該一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に定例会を招集する。
- 2 前項ただし書の場合において、当該議員の任期が始まる日から起算して30日を経過する日が5月に属するときは、同月に定例会を招集する。

付 則

- 1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 平成5年6月1日告示第34号は、廃止する。

青梅市議会議員定数条例

〔平成14年12月26日〕
〔条例第50号〕

改正 平成22年12月24日 条例第33号

青梅市議会議員定数条例（昭和33年条例第29号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定にもとづき、青梅市議会議員の定数は24人とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市議会議員定数条例の規定は、施行日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日前に期日を告示される一般選挙については、なお、従前の例による。

付 則（平成22年12月24日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

青梅市議会委員会条例

〔昭和45年12月25日〕
〔条例第40号〕

改正 平成31年3月20日 条例第15号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員定数および所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。

総務企画委員会 8人

- (1) 企画部の所管に関する事項
- (2) 総務部の所管に関する事項
- (3) 市民部の所管に関する事項。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 市民斎場および火葬場に関する事項
 - イ 保険年金課の所管に関する事項
 - ウ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関する事項
- (4) 事業部の所管に関する事項
- (5) 会計課の所管に関する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に関する事項
- (7) 監査委員の所管に関する事項
- (8) 他の所管に属さない事項

環境建設委員会 8人

- (1) 市民安全部の所管に関する事項
- (2) 市民斎場および火葬場に関する事項
- (3) 環境部の所管に関する事項
- (4) 経済スポーツ部の所管に関する事項
- (5) 拠点整備部の所管に関する事項
- (6) 都市整備部の所管に関する事項

(7) 農業委員会の所管に関する事項

福祉文教委員会 8人

(1) 市民部収納課の所管に関する事項（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関する事項に限る。）

(2) 市民部保険年金課の所管に関する事項

(3) 健康福祉部の所管に関する事項

(4) 子ども家庭部の所管に関する事項

(5) 福祉事務所の所管に関する事項

(6) 教育委員会の所管に関する事項

(7) 市立総合病院の所管に関する事項

予算決算委員会 23人

(1) 一般会計予算および決算に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員および議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員および議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在

任する。

（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）

第7条 議員の資格決定の要求または懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会または懲罰特別委員会が設置されたものとする。

（委員の選任）

第8条 常任委員および議会運営委員は、会期の始めに議長が会議に諮って指名する。

2 特別委員は、議長が会議に諮って指名する。

3 前2項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員および特別委員（以下「委員」という。）を指名することができる。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 第3項の規定により委員を指名したとき、および前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

6 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第3項の例による。

（委員長および副委員長）

第9条 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長および副委員長1人を置く。ただし、特別委員会にあっては、副委員長2人を置くことができる。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長および副委員長がともにないときの互選）

第10条 委員長および副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時および場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権、秩序保持権）

第 1 1 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 1 2 条 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。この場合において副委員長が 2 人あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序によりその職務を行う。

2 委員長および副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長および副委員長の辞任)

第 1 3 条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員および特別委員の辞任)

第 1 4 条 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員および特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第 1 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 1 6 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 1 8 条 (委員長および委員の除斥) の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第 1 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長および委員の除斥)

第 1 8 条 委員長および委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業

務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査または調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長および監査委員その他法律にもとづく委員会の代表者または委員ならびにその委任または嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、青梅市議会会議規則またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、または発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、または退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、または中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所および意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）および前条（代理人または文書による意見の陳述）の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、青梅市議会会議規則の定めるところによる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

(青梅市議会委員会条例の廃止)

2 青梅市議会委員会条例（昭和31年条例第12号）は、廃止する。

(従前の各常任委員会の存続)

3 従前の青梅市議会各常任委員会は、この条例による青梅市議会各常任委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。

付 則（昭和46年3月30日条例第22号）

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に総務文教委員会、経済委員会、建設委員会または厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（昭和47年10月1日条例第42号）

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月30日条例第26号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年10月15日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

付 則（昭和61年10月1日条例第44号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月31日条例第21号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成 3 年 9 月 9 日条例第 3 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 3 年 1 0 月 1 日条例第 3 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 3 年 1 2 月 2 6 日条例第 4 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 4 年 1 月 1 4 日規則第 2 号で、同 4 年 4 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日条例第 1 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に総務文教委員会および厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会および厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（平成 1 1 年 3 月 3 0 日条例第 1 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 1 1 年 3 月規則第 1 3 号で、同 1 1 年 4 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または

厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（平成12年3月30日条例第23号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

付 則（平成16年3月31日条例第17号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月5日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会、経済委員会または厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会、経済委員会または厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（平成20年3月31日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会または経済委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改

正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会または経済委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

付 則（平成 2 1 年 3 月 1 9 日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会または建設水道委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会または建設水道委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日 条例第 1 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務文教委員会、経済委員会、建設水道委員会または厚生委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日 条例第 3 4 号）

（施行期日）

この条例は、平成 2 3 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 4 年 3 月 2 3 日 条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に環境建設委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による環境建設委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成25年2月25日条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日（平成25年3月1日）から施行する。

付 則（平成26年3月24日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成27年3月27日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例中第21条の改正規定は平成27年4月1日から、第2条第2項の改正規定は同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成28年3月1日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に総務企画委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成30年3月20日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

付 則（平成31年3月20日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に環境建設委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による環境建設委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例

〔平成23年3月25日〕
条例第8号

改正 平成29年5月18日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定にもとづき、議会の議決すべき事件を定めることによって、議会の政策形成機能および執行機関に対する監視機能の強化を図り、もって市民に開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止
- (2) 東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用に関する構想（以下「利活用構想」という。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止
- (3) 青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止

(議会への報告等)

第3条 議会は、市長が前条第1号に掲げる基本構想および基本計画ならびに同条第2号に掲げる利活用構想の策定、変更または廃止をしようとするとき、ならびに病院事業管理者が同条第3号に掲げる基本構想および基本計画の策定、変更または廃止をしようとするときは、市民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、市長または病院事業管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年12月15日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年10月7日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年5月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市議会会議規則

〔昭和45年12月25日〕
議会規則第1号

改正 平成27年7月1日 議会規則第3号

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(宿所または連絡所の設置)

第3条 議員は、別に宿所または連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて議席を変更することができる。

4 議席には、番号および氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があつたときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 青梅市の休日を定める条例(平成元年条例第26号)に規定する休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前または散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、または議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員ま

たは議員の住所（別に宿所または連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所または連絡所）に、文書または口頭をもつて行う。

第2節 議案および動議

（議案の提出）

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者（提出者を含む。以下この条および第17条において同じ。）が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長をもつて、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一議会期間中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（事件の撤回または訂正および動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするとき、および会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件および動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の

承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成および配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更および追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またはその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(散会および延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定

による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布および投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙（様式第1号）を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票および投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果をただちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑および委員会付託または省略)

第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託または省略)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会にかかる事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出にかかる議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

3 提出者の説明または委員会への付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告および少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、次いで少数意見者で第101条(少数意見の留保)第2項の手続を行った者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告および少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告および少数意見者の報告が終わったとき、または委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長および少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者および説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論および表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決

に付する。

(議決事件の字句および数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査または調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査または調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査または調査を経て報告された事件について、なお審査または調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告および順序)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告をしなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告は、質疑についてはその要旨、討論については反対または賛成の別を通告しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、または発言の順位に当たっても発言しないとき、もしくは議場に現在しないときは、その通告は、効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手したと認める者から指名する。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲

を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるものまたはただちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止または休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第60条 質疑または討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙および表決時の発言制限)

第61条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第60条(質疑または討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消しまたは訂正)

第65条 発言した議員は、その議会期間中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、ただちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立または挙手による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立または挙手

させ、起立者または挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者または挙手者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名、押しボタン式または無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名、押しボタン式または無記名の投票で表決をとる。

- 2 前項の規定により要求があつた方法が同時に複数あるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票(様式第2号)を、問題を否とする者は所定の青票(様式第3号)を投票箱に投入しなければならない。

(押しボタン式投票)

第72条の2 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対ボタンを押さなければならない。なお、投票の終了の宣告がなされた場合において、出席議員が投票機の賛成ボタンと反対ボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、投票機の反対ボタンを押したものとみなす。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙(様式第1号)に記載し、投票箱に投入しなければならない。なお、この場合において、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票、押しボタン式投票または無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票および投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項および第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。ただし、押しボタン式投票においては、第27条(議場の出入口閉

鎖)、第29条(投票)および第31条(開票および投票の効力)の規定を除く。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるときは、投票の誤りの有無および出席議員数」と、同条後段中「投票することができない」とあるのは「第72条の2の規定により投票機の反対ボタンを押したものとみなされる場合を除き、投票することができない」と読み替えるものとする。

(表決の訂正)

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立または挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第78条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会および閉会に関する事項ならびにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止および休憩の日時
- (3) 出席および欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程

- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動ならびに議席の指定および変更
- (9) 委員会報告書および少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回および訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長または議会において必要と認める事項

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第79条 会議録は、印刷して、議員および関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事ならびに議長が取消しを命じた発言および第65条（発言の取消しまたは訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第81条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第82条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第83条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に

欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第85条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第86条 開議、散会、中止または休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前または散会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第87条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、または会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩または散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第88条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明および委員の質疑の後、修正案の説明およびこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第92条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第94条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会または小委員会)

第95条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、分科会または小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第96条 委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭または記録提出の要求)

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法および期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第99条 委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的および経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第100条 会議が中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第101条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以

上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会で報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句および数字等の整理)

第102条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第103条 委員会は、事件の審査または調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査または調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第105条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人および委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第106条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第107条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し、および意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第109条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査または調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

(委員長の発言討論)

第111条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第113条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものまたはただちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、ただちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第114条 会議の中止または休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第115条 質疑または討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑または討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いなくて会議に諮

って決める。

(選挙および表決時の発言制限)

第116条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消しまたは訂正)

第117条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し、または委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、ただちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長および副委員長の互選

(互選の方法)

第119条 委員長および副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第120条 前条に定めるもののほか、委員長および副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(起立または挙手による表決)

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立または挙手させ、起立者または挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者または挙手者の多少を認定しがたいとき、または委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、または出席委員から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第126条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票（様式第2号）を、問題を否とする者は所定の青票（様式第3号）を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙（様式第1号）に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票または無記名投票を行う場合には、第28条（投票用紙の配布および投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票および投票の効力）および第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立または挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所および氏名（法人の場合には、その名称および代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名または記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願書の写しの作成および配布)

第133条 議長は、請願書の写しを作成し、議員に配布する。

2 請願書の写しには、請願書の受理番号、請願者の住所および氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名ならびに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託または省略)

第134条 請願は、会議において紹介議員の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会にかかる請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 紹介議員の説明または委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第136条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるものならびにその処理の経過および結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付ならびに処理の経過および結果報告の請求)

第137条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過および結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第138条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職および資格の決定

(議長および副議長の辞職)

第139条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告し

なければならない。

(議員の辞職)

第140条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項および第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第141条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第142条 前条の要求については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑および委員会付託または省略）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第143条 議会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を、決定を求めた議員および決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第145条 議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長または委員長長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第146条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第147条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第148条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第149条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙または書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第150条 議場または委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長または委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第151条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項または第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反にかかるものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑および委員会付託または省略)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告または陳謝の方法)

第155条 戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文または陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第156条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯

が併発した場合またはすでに出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第157条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、ただちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第158条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議または調整を行うための場

(全員協議会等)

第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として全員協議会および予算決算委員会理事会を設ける。

- 2 全員協議会は、全議員で構成し、議会の運営に関し協議もしくは調整し、または市政にかかる事業、事件について調整するため、議長が招集する。
- 3 予算決算委員会理事会は、議員のうちから議長が選任する理事8人で構成し、予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議または調整を行うため、予算決算委員会理事会の会議の主宰者が招集する。
- 4 全員協議会および予算決算委員会理事会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第160条 法第100条第13項の規定にもとづき議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合または閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があると

きは、会議に諮って決定する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

(青梅市議会会議規則の廃止)

- 2 青梅市議会会議規則（昭和31年9月24日議決）は、廃止する。

付 則（昭和63年10月1日議会規則第1号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則（平成元年6月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年9月9日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年10月1日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年12月5日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月31日議会規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年6月21日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月9日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月15日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年9月5日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年12月22日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年4月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 6 月 7 日 議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 16 日 議会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 18 日 議会規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条に 1 項を加える改正規定は公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 10 月 17 日 議会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 9 月 21 日 議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 2 月 28 日 議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 98 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。

付 則（平成 26 年 9 月 4 日 議会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

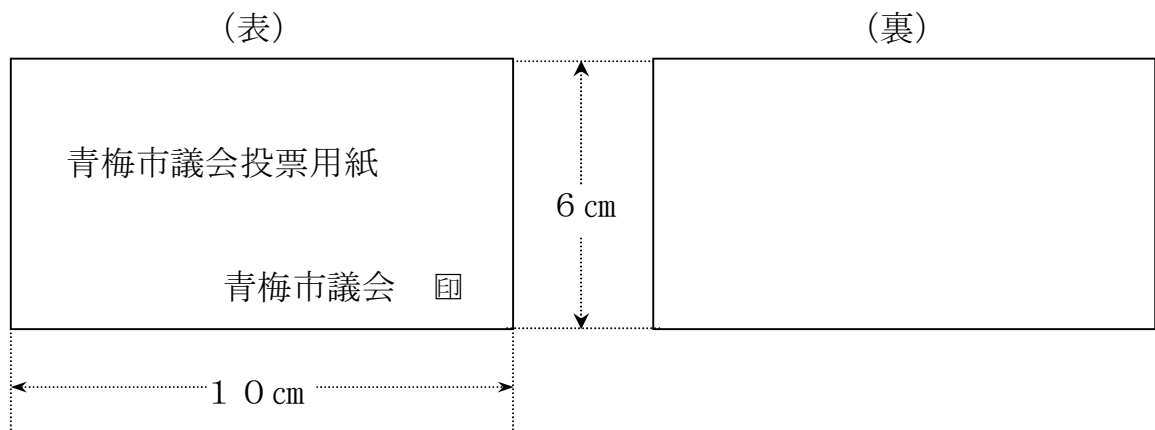
付 則（平成 27 年 3 月 27 日 議会規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

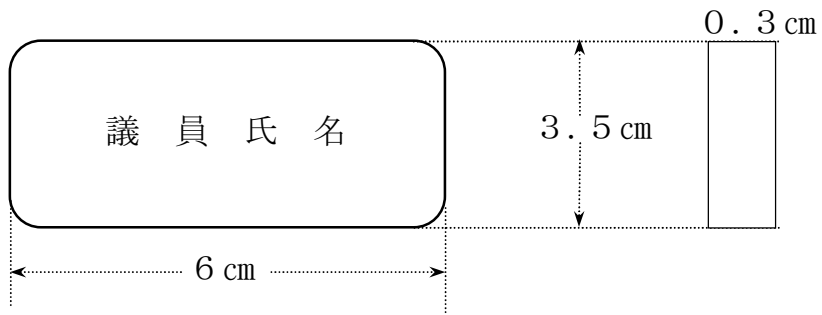
付 則（平成 27 年 7 月 1 日 議会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（選挙および無記名投票用紙）



様式第2号（白色）、様式第3号（青色）（記名投票用札）



青梅市議会全員協議会に関する規程

〔平成22年6月7日〕
議会訓令（甲）第1号

改正 平成26年9月4日 議会訓令第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、青梅市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）第159条第4項の規定にもとづき、同条第1項の規定により設置する全員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 議長は、議会の運営に関し協議もしくは調整し、または市政にかかる事業、事件について調整するため、執行機関からの説明および報告を聴取する必要があると認めるときは、全員協議会を招集する。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間は、議会事務局長が全員協議会を招集する。

2 全員協議会は、議長が主宰する。

3 議長に事故あるとき、または欠けたときは、副議長がその職務を行う。

4 議長および副議長ともに事故あるとき、もしくは欠けたとき、または選挙されるまでの間は、年長の議員が議長の職務を行う。

5 全員協議会は、議員全員をもって構成し、議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（議員以外の者の出席）

第3条 議長が必要と認めるときは、議員以外の者を全員協議会に出席させ、その説明を聴き、または議員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 全員協議会の会議は、これを公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、全員協議会に諮って、その全部または一部を公開しないことができる。

（傍聴）

第5条 全員協議会の傍聴については、青梅市議会傍聴規則（昭和45年議会規則第2号）の例による。

2 傍聴の定員は、10人とする。ただし、議長が全員協議会に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(記録)

第6条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年6月7日から施行する。

付 則 (平成22年9月3日議会訓令(甲)第2号)

この規程は、平成22年9月3日から施行する。

付 則 (平成24年3月15日議会規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年9月4日議会訓令第1号)

この規程は、平成26年9月4日から施行する。

青梅市議会予算決算委員会理事会に関する規程

〔平成26年9月4日〕
議会訓令第2号

改正 平成27年3月31日 議会訓令(甲)第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、青梅市議会会議規則(昭和45年議会規則第1号)第159条第4項の規定にもとづき、同条第1項の規定により設置する予算決算委員会理事会(以下「理事会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 理事の任期は、予算決算委員会の委員の任期による。

(会長および副会長)

第3条 理事会に会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、理事会において互選する。
- 3 会長および副会長の任期は、理事の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、理事会の会議を主宰する。
- 5 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を行う。
- 6 会長および副会長ともに事故があるとき、もしくは欠けたとき、または互選されるまでの間は、年長の理事が会長の職務を行う。

(会議)

第4条 会長は、予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議または調整を行うため、必要があると認めるときは、理事会を招集する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(理事以外の者の出席)

第5条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を理事会に出席させ、その説明を聴き、または理事以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 理事会の会議は、これを公開する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、理事会に諮って、その全部または一部を公開しないことができる。

(傍聴)

第7条 理事会の傍聴については、青梅市議会傍聴規則（昭和45年議会規則第2号）の例による。

2 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会長が理事会に支障がないと認める場合は、この限りでない。

（記録）

第8条 会長は、職員をして会議の概要、出席理事の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成26年9月4日から施行する。

付 則（平成27年3月31日議会訓令（甲）第3号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

青梅市議会通年議会実施規程

〔平成27年3月31日
議会訓令（甲）第4号〕

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会（以下「定例会」という。）の回数を年1回とし、その会期を通年として実施することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会期）

第2条 定例会の会期（以下「会期」という。）は、毎年5月から翌年4月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会が解散された場合は、その解散の日をもって、会期を終了するものとする。この場合において、当該解散に伴う一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に定例会を招集したときの会期は、当該招集日から翌年4月までとする。

（定例会における会議）

第3条 定例会の会期中は、次に掲げる会議を開く。

(1) 招集議会（市長の招集により定例会を開会するために開く会議をいう。）

(2) 定例議会（定例的に開く会議をいい、6月、9月、12月および2月に開くものとする。ただし、都合により、各当該月を繰り上げまたは繰り下げることができる。）

2 前項各号のほか、緊急に必要な場合は、臨時議会を開くことができる。

3 前2項の会議において、会議を開く期間を議会期間という。

4 議長は、市長または議員から臨時議会を開くことを要請されたときは、当該要請のあった日から原則として7日以内に開くものとする。

（定例会および会議の呼称）

第4条 定例会は、5月に開く招集議会により開会する年を冠して呼称する。ただし、議会の解散に伴う一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に定例会を招集する場合における当該定例会は、議会の解散に伴う一般選挙が行われた回数に1を加えた回数を付して呼称する。

2 定例会において開く会議は、次のとおり呼称する。

(1) 招集議会は、当該招集議会を開く年月を付して呼称する。

(2) 定例議会は、当該定例議会を開く年月を付して呼称する。

(3) 臨時議会は、当該臨時議会を開く年月を付して呼称する。ただし、同一の月内に期間の異なる臨時議회를2回以上開くときは、2回目以降の臨時議会について、年月および臨時議会の回数を付して呼称する。

(議案等の番号)

第5条 議員および委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、定例会ごとに、その種別により一連の番号を付するものとする。

2 市長から提出される議案等は、定例会ごとに、その種別により一連の番号を付するものとする。

(議事日程)

第6条 議事日程は、招集議会、定例議会および臨時議会ごとに一連の番号を付するものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例議会ごとに行うものとする。

(常任委員会)

第8条 常任委員会は、定例会における議会期間にあつては議案、請願等の審査および所管事務調査を行い、当該議会期間以外にあつては以前の議会期間において議決を得ていない議案、請願等の審査および所管事務調査を行うことができる。

(会議録)

第9条 会議録は、招集議会、定例議会および臨時議会ごとに調製するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項およびこの規程の改正に関し必要な事項は、事前に市長と議会が協議を行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年定例会において提出される議案等の番号は、第5条の規定にかかわ

らず、この規程の施行日前に招集された平成27年の定例会において提出された議案等に付された番号から引き続く一連の番号を付するものとする。

青梅市議会傍聴規則

〔昭和45年12月25日〕
〔議会規則第2号〕

改正 平成22年7月20日 議会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定にもとづき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分および定員)

第2条 傍聴席は、一般席および報道者席に分ける。

- 2 傍聴席の定員は、一般席72人、報道者席10人とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 車いす席および親子席の定員は、一般席の範囲内で議長が定める。

(傍聴人の届出)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行する。

- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の制限)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示によらなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他傍聴に関し必要な事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

(青梅市議会傍聴人取締規則の廃止)

2 青梅市議会傍聴人取締規則（昭和26年5月21日第1回市議会議決）は、廃止する。

付 則（平成3年9月9日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月9日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年7月20日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式例（第4条関係）

（表）

（番号）	
住所	
氏名	年齢
.....（切り取り線）.....	
	傍聴人 氏名
（番号）	
	青梅市議会傍聴券
	平成 年 月 日

（裏）

.....	
傍聴人心得	
1
2

青梅市議会図書室規則

〔平成27年3月16日〕
議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第19項の規定により青梅市議会に設置する図書室（以下「図書室」という。）の管理および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 図書室は、青梅市議会議長（以下「議長」という。）が管理し、その命を受けて青梅市議会事務局長（以下「局長」という。）が事務を掌理する。

(図書等の種類)

第3条 図書室に備え付ける図書等（以下「図書等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 官報その他の政府の刊行物
- (2) 東京都公報その他の東京都刊行物
- (3) 青梅市議会会議録その他の青梅市議会刊行物
- (4) 青梅市広報その他の青梅市刊行物
- (5) 地方自治に関する刊行物
- (6) 各地方公共団体およびその議会の刊行物
- (7) 各種図書、新聞、雑誌等
- (8) その他議長が必要と認めるもの

(利用者の範囲)

第4条 図書室は、青梅市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するとともに、青梅市職員（以下「職員」という。）および市民等も利用することができる。

(利用時間)

第5条 図書室の利用時間は、青梅市議会事務局処務規程（昭和36年議会訓令第1号）第16条に規定する執務時間とする。

(閲覧)

第6条 図書等を閲覧しようとする者は、青梅市議会事務局職員（以下「事務局職

員」という。)に申し出て、図書室内において閲覧するものとする。

(貸出閲覧)

第7条 前条の規定にかかわらず、局長の許可を受けた議員および職員は、貸出閲覧することができる。

2 図書等の貸出しを受けようとする者は、事務局職員に申し出て、図書貸出簿(様式第1号)に所定の事項を記入しなければならない。

3 貸出閲覧できる図書等は3冊以内とし、その期間は7日以内とする。

4 局長は、貸出期間中でも必要があるときは、図書等の返還を求めることができる。

5 次に掲げる図書等は、貸出閲覧することができない。

(1) 第3条第1号から第3号までに規定する刊行物

(2) 法令書

(3) 辞書および年鑑

(4) 新聞

(5) その他局長が貸出閲覧を不相当と認めるもの

(遵守事項)

第8条 図書室においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 図書等を丁寧に取り扱うこと。

(2) 図書等を閲覧した後は、元の場所に戻すこと。

(3) 秩序を乱し、または他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 事務局職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第9条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書室の利用を制限することができる。

(1) 前条各号に規定する遵守事項を守らないとき。

(2) 議員の調査研究に支障を来すおそれがあるとき。

(3) 図書等および図書室の建物、付帯設備その他備品を破損するおそれがあるとき。

(4) その他局長が利用を不相当と認めるとき。

(損害の弁償)

第10条 図書等を紛失し、または毀損したときは、同一の図書等または相当の金額をもって弁償しなければならない。

(図書等の整理)

第11条 図書等は、その種別に応じて適宜分類し、図書台帳（様式第2号）に登録し、整理保管しなければならない。

2 局長は、議長の許可を得て、修繕不能または廃棄が適当と認める図書等を廃棄することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[様式省略]

青梅市議会災害対応方針

平成29年6月2日実施

1 趣旨

青梅市（以下「市」という。）において大地震等の大規模災害が発生した際に、青梅市議会（以下「議会」という。）および青梅市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切な対応を図るため、対応方針を定めるものとする。

2 議会の役割

議会は、大地震等の大規模災害が発生した際には、青梅市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、災害対策本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。このため、議会は、大規模災害時には次の役割を担うものとする。

- (1) 災害等の各種情報を議員および災害対策本部から収集し、必要に応じて議員および災害対策本部に情報を提供して連携を図ること。
- (2) 必要に応じて災害対策本部を通じ国、東京都、関係機関等に要望等を行い、市の復旧・復興の取組を支援すること。
- (3) 広域的な支援体制の必要があると判断した場合は、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ること。

3 議員の役割

議員は、青梅市民（以下「市民」という。）の代表として、市民の信託に応える議会の一員であるとともに、一市民としての立場もある。また、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は次のとおり行動するものとする。

- (1) 参集指示があるまでは、地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 議会からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を確保する。
- (3) 地域活動等により、市が集めることができない地域の災害情報などを収集し、

青梅市議会議長（以下「議長」という。）を通して災害対策本部に報告する。

- (4) 災害状況の確認をする場合は、原則として議会を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市担当部局に問合せを行わないこととする。
- (5) 議会から連絡のあった情報は、必要に応じて市民に情報を提供する。
- (6) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備および訓練に努める。

4 議会事務局の役割

災害対策本部が設置された際は、議会事務局は次の役割を担うものとする。

- (1) 災害対策本部において収集した必要な情報を議長の指示により議員に情報提供すること。
- (2) 議員の安否確認を行い、議長に報告すること。
- (3) 議員から提供された災害情報等を議長および災害対策本部に報告すること。

5 実施期日

この方針は、平成29年6月2日から実施する。